

# 民事司法を利用しやすくする懇談会 設立懇談会 議事録

1. 日 時：2013年1月24日(木)午後6時から午後7時30分
2. 場 所：都市センターホテル606会議室
3. 出席者：阿部泰隆，阿部泰久，市丸信敏，大久保規子，片山善博，北村和生  
交告尚史，河野康子，古城 誠，斎藤義房，新谷信幸，高橋宏志  
土屋美明，中本和洋，南雲弘行，早川 洋，本林 徹，安岡崇志  
藪野恒明，山根香織，山本和彦 <敬称略・五十音順>
4. 議 事：以下のとおり。

冒頭，斎藤委員から開会の宣言がなされ，議長選任まで進行役を務めること，日弁連から会長及び事務総長が陪席して議論を拝聴させていただくことについて，確認した後，議事次第に沿って進められた。

## **1 民事司法を利用しやすくする懇談会設立経緯【資料1，2】**

小林事務局長から，懇談会の設立経緯について説明がなされた。説明の概要は以下のとおり。

小林事務局長 各界の代表者，学識経験者の皆様方に，民事司法全般に亘る改革の必要性や方向性等について御意見を承って，政府・国会等で制度改革あるいは裁判所の運用改善というかたちで改革を進めていこうというお話をさせていただき快く賛同していただいた。本日の資料1にあるように，民事，家事，行政及び基盤整備をトータルで議論しながら，制度改革や運用改善に向かって進んでいく必要があると考えた次第である。本懇談会が，今後の民事司法改革の大きな第一歩になれば，この上ない喜びである。

## **2 設立趣意及び運営申し合わせの承認【資料3，4】**

続いて，小林事務局長から，設立趣意(案)及び運営についての申し合わせ(案)について，説明がなされた。説明の概要は以下のとおり。

小林事務局長 資料3の設立趣意(案)に書かれているとおり，「国民各方面の意見を聴いて真摯に検討した上で，関係諸機関に対し民事司法改革諸課題について問題提起と提言を行うことを含め，改革の実現に向けた取組を進めるべく」懇談会を設立したい，となっている。

また，懇談会を運営するに当たっての運営規約として，資料4の運営についての

申し合わせ（案）を提案している。これらの関係については、資料2のポンチ絵に示している。ゆくゆくは制度改革や立法提言も必要になってくることから、与野党の法務関係責任者とも懇談会を立ち上げるに当たって意見交換をしてきたことも報告させていただく。また今後とも与野党の議員の方々とは意見交換をしていく予定である。

検討した結果、「設立趣意」及び「運営についての申し合わせ」について、原案のとおり承認された。

### **3 委員の選任【資料5】**

斎藤委員から、準備会において、コストベネフィットや法と経済の視点から発言できる学者、あるいは裁判を受ける権利の視点から問題提起できる憲法学者、さらには家事法制関係や労働法分野の学者を追加する意見が出ていることが報告され、今後の委員の追加もあり得る前提であることが説明された。

検討した結果、委員の追加選任もあり得ることを含め、資料5のとおり委員が選任された。

### **4 委員の自己紹介**

途中退席する委員について先に挨拶があり、その後、委員選任に伴って自己紹介が行われた。各委員の挨拶は以下のとおり。

南雲委員 連合の南雲です。これからいろいろな議論に加わって役割を果たしていきたい。

古城委員 上智大学の古城です。行政法と経済規制を専門としている。

山本委員 一橋大学の山本です。民事訴訟法、民事手続法を専門としている。

阿部泰久委員 もともと司法制度改革の始めからお付き合いさせていただいている。民事司法制度改革はまだやるべきことが残っているので、本懇談会で有意義な議論をしたい。専門は経済法制で、労働法や知財にはあまり詳しくなく、経団連の労働法の立場とは違うことを言うかもしれないが、予め御了承願いたい。

本林委員 平成14年度と15年度に日弁連会長をしており、司法制度改革に関与した。確かに、民事裁判制度については、いわば先送りになっているという状況にあり、機運が少しずつ熟成されてきていると思っているので、ぜひ皆さんと一緒に前向きに進めていきたい。

市丸委員 日弁連副会長で、日弁連の行政訴訟センターを担当している。行政訴訟については、司法制度改革の後に一定の改革がなされたが、その後なかなか利用が伸びていない。日弁連としては立法提言を行い、さらなる改革を目指して取り組

んでいる。九州の福岡県出身だが、九州は離島をたくさん抱えている。弁護士会では支部交流会を開催して、支部で活動する弁護士を増やして過疎偏在をなくしてきているが、肝心の裁判所や検察庁に、裁判官や検察官がいないということで、例えば期日が入らなかつたりして、地域の住民の方の司法ニーズに十分応えきれていない面もある。こうした点もお伝えできればと思っている。

北村委員 立命館大学法科大学院で行政法を研究している。

交告委員 東京大学の交告です。行政法学を専門としている。

高橋委員 現在、中央大学の法科大学院で民事訴訟法の教員をしている。私なりに誠意をもって委員を務めさせていただきたいと思っている。

阿部泰隆委員 行政法を半世紀研究したことになるが、弁護士としてももう少しで10年になる。細かい制度改革よりも裁判の運用を変えて欲しいと思っている。皆さんには、行政訴訟が本当に国民と行政の双方から中立の立場で活性化するような運営ができる仕組みについて御検討いただいて提言していただければ有り難い。

安岡委員 日本経済新聞論説委員OBで、現在は法テラスの非常勤理事をしている。懇談会の目的とするところが上手く達成できれば、法テラスの業務拡大につながることになるが、この懇談会では私利私欲を離れたマスコミ人としての意見を述べたい。

土屋委員 共同通信社の編集委員兼客員論説委員をしている。1998年に論説委員になり、司法制度改革の関係は、それ以来携わってきている。裁判員制度の制度設計に関係したこともあり、刑事のほうを熱心にやっていると思われるようだが、昨年秋から東京家庭裁判所の家事調停委員もしている。

片山委員 慶應義塾大学法学部政治学科で地方自治論を担当している。地方自治は、主権者である国民の皆さんの権利を地域で守り、安心して生活ができ、安定して生業に勤しめる環境地域を作ることが究極の目的である。その中で民事司法は地方自治とはまた違った分野の問題であるが、司法の環境は大変重要である。従来、司法は国の仕事だから地方自治とは関係ないという分け方をしていたが、ひとりひとりの国民の皆さんにとってみれば、市役所も裁判所も自分の権利を守って、生活を安定させる点では同じことであり、以前から関心を持っている。

早川委員 経済同友会の立場で出席をさせていただく。経済同友会で企業・経済法制プロジェクトチームがあり、最近独禁法や民法の債権法改正で、なぜ法改正をするのかという立場で議論をしている。大学は法学部だったが、素人の感覚で発言するかもしれませんがお許しをいただきたい。

新谷委員 連合の新谷です。労働者・労働組合の立場でこの会に参画をさせていただきたい。労働分野の司法制度改革では、労働審判制度がヒット商品と言われて

おり、非常に件数が増えている。もともと年間1500件の設計に対して、3500件となっている。全国の地裁の本庁と支部2つで、これを支える審判員が労働側・使用者側合わせて720名ずつで支えている。もともとの1500件の設計から3500件になっているので、いろいろなところで歪みがでており、この会の中で、より利用しやすい制度の改善に向けて、私どもの意見を申し上げていきたい。ぜひ、皆さんと一緒に労働者、市民、国民が利用しやすい制度を提言していけたらと思っている。

河野委員 全国消費者団体連絡会の河野です。全国消団連は、地方組織が24、全国組織が同じく24で、48団体の消費者団体の連絡会になっている。今回、ぜひユーザーとして懇談会に加わって欲しいと依頼を受けたが、初めは躊躇した。裁判や訴訟は敷居が高いものであるが、今回のタイトルにあるとおり「民事司法を利用しやすくする」という言葉を信じて、専門家の方のお力をお借りして、消費者にとって信頼できる利用しやすい司法制度ができるよう、役割を果たしていきたい。

山根委員 主婦連合会の山根です。裁判員制度の導入等により、刑事司法はだいぶ私たちに身近になり、少しずつ理解が進んでいると思っているが、民事裁判制度が国民にとって利用しやすいかどうか、と質問を受けたなら、おそらく多くの方が不十分だと答えるのではないかと。課題はたくさんあると思うが、御協力をさせていただき、よい成果を上げられればと思っている。

中本委員 日弁連の民事司法改革推進本部の本部長代行をしている。今次の司法改革は、刑事司法はそれなりの抜本改革が実現した面があるが、民事司法は、私からみると抜本的改革には足りないところがあると思っている。例えば、欧米先進国の司法制度と比べてみても、日本の司法制度は半周くらい遅れているのではないかと。さらには、アジアの司法制度、例えばシンガポールや韓国の司法制度の一部は、日本より優れた改革をした司法制度を持っていると言っても差し支えないだろう。また、東日本大震災の被害者救済という面でも、日本の司法が十分役割を果たしているかという点、私は疑問を感じる。これは弁護士・弁護士会の力不足もあるが、司法制度の不備や司法予算の不足にも大きな原因がある。10月まで短い期間ではありますが、懇談会の委員の御意見を聴きながら、ともに日本の民事司法を利用しやすいものにしていきたい。

藪野委員 今年度、日本弁護士連合会の副会長を務めていて、民事司法改革、集合訴訟、権利保護保険などを担当している。まさにこの懇談会がこれから取り上げるテーマを担当していることになる。出身は大阪で、大阪弁護士会の会長も務めている。理論的な面は学識経験者の先生方をお願いするとして、私は市井の弁護士としての経験を踏まえて、利用しやすい民事司法はどういうものかという観点から発

言したい。

齋藤委員 日弁連の担当副会長で、日弁連では立法対策センターを担当している。市民に身近で利用しやすく頼りがいのある民事司法を実現するための具体的な活動をしたいという観点から、この懇談会に参加したいと思っている。

大久保委員 大阪大学の久保です。環境行政訴訟の司法アクセスを研究してきたが、一説によると日本は環境行政訴訟の原告適格が世界一狭いという研究があるようだ。少なくともヨーロッパ、アメリカ、南米、アフリカ、東アジア、東南アジア、南アジアを調べた限りでは、日本が一番狭いということで、日本が世界一狭いのかもしれない。日本では、原告適格を拡げると濫訴が増えると言われているが、実は原告適格が広い国ほど訴訟が少ないという話がある。逆転の発想だが、予測可能性が高まり、紛争を事前に回避しようという機運が高まるために、事前に弁護士がコミットして様々な紛争解決の手法を用いて、実際には訴訟が少ないという状況がある。日本もぜひ司法アクセスが拡がるような方向に行けばよいと思っている。

## **5 議長の選任**

齋藤委員から、運営申し合わせに基づき委員の互選により選任する旨の説明があり、準備会の意見として、片山善博委員を議長とすることが提案された。

満場一致で、片山善博委員が議長に選任された。

## **6 議事**

### **(1) 議長代行の指名**

片山議長から、運営申し合わせに基づき、議長代行として土屋美明委員を指名した。

議長代行に土屋美明委員が指名された。

### **(2) 会の名称について**

片山議長から、準備会において様々に検討された結果として、「民事司法を利用しやすくする懇談会」を会の名称として提案された。

会の名称は、「民事司法を利用しやすくする懇談会」に決定した。

### **(3) 運営会議の設置について**

片山議長から、運営申し合わせに基づいて運営会議を設置することについて説明がなされ、準備会から参加していた委員を、運営委員に任命すること、また運営委員の追加等がある場合は、懇談会の承認を経た上で運営委員に参加いただくことに

ついて提案がなされた。また，片山議長も運営委員に加わることも併せて提案された。

提案のとおり承認された。

#### **(4) 部会の設置について【資料6】**

片山議長から，運営申し合わせに基づいて部会を設置することについて説明がなされ，資料6は事務局作成の叩き台であり，変更があり得ること，差し替えや追加については運営会議に一任とすることが提案された。

提案のとおり承認された。

#### **(5) 事務局の設置について(日弁連への委託，事務局の紹介)**

片山議長から，運営申し合わせに基づいて懇談会事務局を日弁連に委託することについて確認をした。

次いで，懇談会事務局から小林元治事務局長，鈴木善和事務局長代行，菰田優事務局次長及び市毛由美子事務局次長から，自己紹介が行われた。

#### **(6) 議事及び議事録の公開について**

片山議長から，運営申し合わせに基づき，記名の議事録を懇談会事務局において作成し，原則公開とすることを確認した。また，議事録と配付資料はホームページ等で公開することとした。さらに，会議の傍聴も基本的には自由とした。

## **7 意見交換**

議事が全て終了した後，残りの時間を意見交換とし，主に行政訴訟の現状や問題点等について意見交換が行われた。

阿部泰隆委員 行政訴訟では第一回期日に原告に対する十分な反論がされず，争点整理に時間がかかるケースが多い，また，年末に決定がなされた場合には年末年始にかかるため抗告準備のために十分な時間がないということもある。管轄にしても，国との間の訴訟の場合，原告の居住地で裁判できるようにすべきである。訴訟費用にしても，国が課税したものを争うのに高い印紙を貼らなければならない。このように，今の裁判所はアクセスしにくいと言わざるを得ず，やはり国民のための身近な司法を作る必要がある。この懇談会でがんばって立法化につなげてもらえれば有り難い。

片山議長 今の行政の中には訴訟をすることについてのリテラシーがない。国や自治体内部のリテラシーを高めることも必要な気がする。住民訴訟も行政不服審査

法も十分機能していない。このような点も問題点として指摘したらいいと思う。

#### **8 今後のスケジュール【資料7, 8, 9】**

小林事務局長から、資料に基づき今後のスケジュールの説明が行われた。また、片山議長から、3月16日の第2回懇談会は、日弁連主催のシンポジウムを懇談会との共催として、第2回懇談会として開催することについて提案がなされた。

検討した結果、第2回懇談会は、日弁連と共催でシンポジウムを開催することが承認された。

以 上